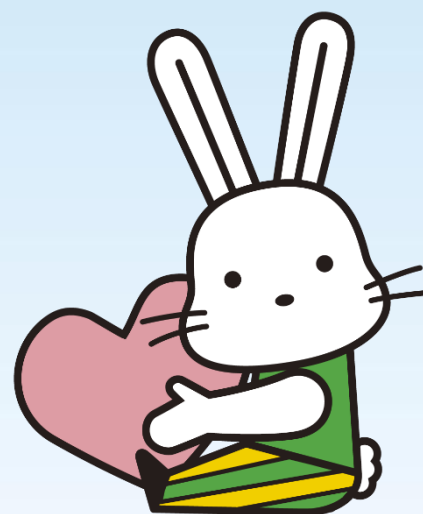




福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

ご利用の手引き



福島市

目 次

はじめに	p 1
I 手続き（宣誓～受領証等交付）の流れ	p 2
1 要件の確認・必要書類の準備	
2 宣誓日の予約	
3 必要書類の事前提出	
4 宣誓書受領証等の交付	
II 制度を利用できる方	p 3
1 制度を利用できる方	
2 制度を利用できない方（近親者等）	
III 宣誓に必要な書類等	p 4
1 事前提出時	
2 宣誓日（予約後に来所する日）	
IV その他の手続き	p 5
1 再交付の申請	
2 届出事項の変更等	
3 返還	
4 無効	
V 交付書類	p 6
1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証	
2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード	
VI 受けられるサービス	p 7
1 行政サービス	
2 民間サービス	
VII よくあるご質問	p 8
・制度全般に関すること	
・対象者の範囲に関すること	
・手続きに関すること	

【参 考】

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

はじめに

福島市は「福島市男女共同参画基本計画（男女共同参画プラン）」において、男女共同参画社会の実現のために、市民一人ひとりが個人としてお互いを尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の能力を発揮し、自立的生活を営み男女がともに支え合う社会づくりを基本理念として掲げています。具体的には「人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり」を基本目標とする性の多様性をはじめとする多様性尊重の推進に取り組んでいます。

その一環として、性的少数者の方をはじめとした、様々な事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできない悩みや生きづらさを抱えているお二人の関係を尊重するため、令和6年7月1日から福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入いたします。

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的少数者のカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、宣誓する方に子・親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、家族として併せて受領証等に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税の控除等）を生じさせるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう福島市が応援するものです。

この制度を通じて、市民や事業者の皆様に、性的少数者の方々に対する理解の促進、差別や偏見の解消、多様性を認め合う、人権を尊重し合う社会の実現を目指してまいります。

I 手続き（宣誓～受領証等交付）の流れ

1 要件の確認・必要書類の準備

- (1) 宣誓をすることができる方の要件（3ページ）
- (2) 宣誓に必要な書類等（4ページ）

2 宣誓日の予約（宣誓希望日の前日まで）

(1) 概要

- ① 予約日…宣誓希望日の前日まで（余裕をもって予約してください）
※宣誓可能な日時…月曜日～金曜日（土日・祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 予約方法…(a)オンライン ※24時間
(b)電話、直接来所
※月曜日～金曜日（土日・祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ③ 連絡先…福島市総務部男女共同参画課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号 5階
Tel024-525-3736



(2) 予約時の確認事項

- ① お二人の氏名
※通称名での宣誓を希望の場合は、その通称名も併せて確認します。
- ② 電話番号、メールアドレス（代表者の方のみ）
- ③ 宣誓希望日時
- ④ ファミリーシップ宣誓の有無

※予約が重複した場合等は希望の日時で予約をお受けすることができない場合がありますので、お早めに予約を申し込みください。

3 必要書類の事前提出（宣誓希望日の前日まで）

- ・提出方法…郵送または男女共同参画課（五老内町3番1号）へ直接お持ちください。
※書類の不備や不足の場合、宣誓日を延期する場合があります。

4 宣誓書受領証等の交付（宣誓日に来所）

- (1) 来所方法…予約した日時に、男女共同参画課（五老内町3番1号）へお二人でお越しください。
※本人確認書類（原本）をお持ちください。
※病気や障がい等により、お二人での来所が困難な場合はご相談ください。
- (2) 手続場所…宣誓はプライバシーに配慮し、個室を準備します。
- (3) 宣誓方法…宣誓書に署名していただきます。
- (4) 交付書類…宣誓書受領証（1枚）、宣誓書受領証カード（2枚）を交付します。
- (5) 交付費用…手数料は無料です。
※提出いただく必要書類（住民票等）の交付手数料等は自己負担です。

II 制度を利用できる方

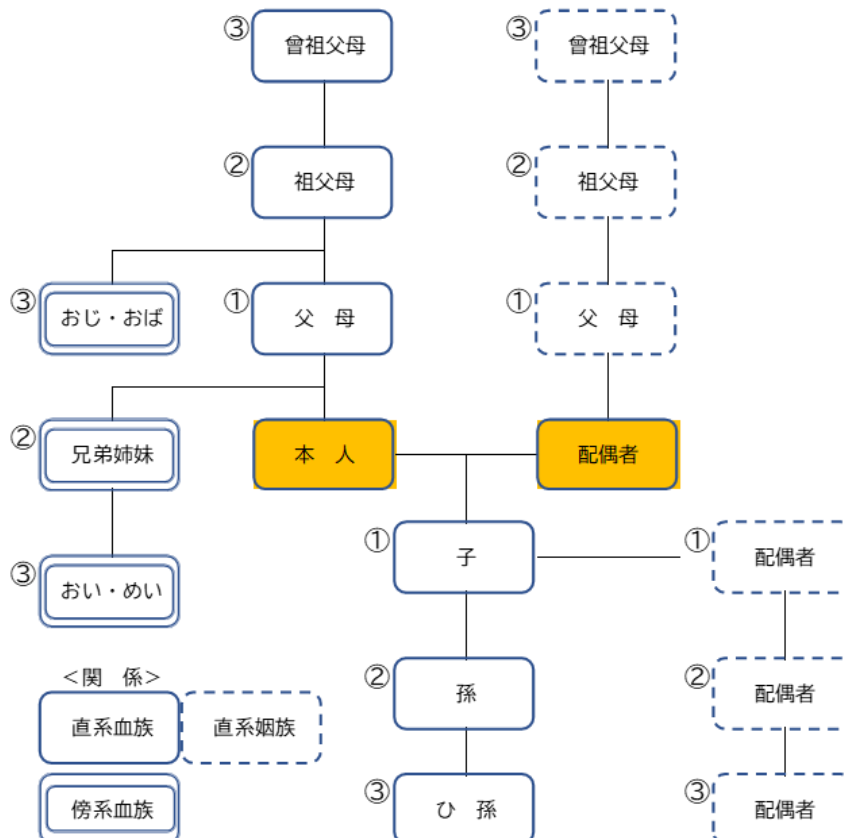
宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

1 制度を利用できる方

- (1) お二人がパートナーシップ関係にある。
※お互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係。
- (2) お二人とも成年（満18歳以上）に達している。
- (3) 少なくとも一方が市内に居住し、かつ住民登録がある（同居要件なし）。
- (4) お互いに配偶者がいない。
- (5) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にない。
- (6) 民法で定められている近親者でない。
- (7) その他
 - ①同性カップルに限らず、事実婚、トランスジェンダーの方々も宣誓できます。
※セクシュアリティなどは、新たな用語や定義がうまれる可能性があります。
上記以外の方々を排除するものではありません。
 - ②ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が必要です。
※子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であることが必要です。

2 制度を利用できない方（近親者等）

- ・下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。
※民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係（以下の図）
※養子縁組によって近親者となった場合を除きます。



Ⅲ 宣誓に必要な書類等

1 事前提出時

必要な書類等	備 考	✓
①宣誓届	【様式第1号】(宣誓届)	<input type="checkbox"/>
②住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・3月以内に発行されたもの ・本籍、個人番号の記載は不要(続柄は必要) ・同一世帯の場合は1通で可 ※住民基本台帳の閲覧に同意をいただければ添付不要(市内に住民登録がある方に限る) 	<input type="checkbox"/>
③戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・3月以内に発行されたもの ・外国籍の方は配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文 	<input type="checkbox"/>
【ファミリーシップも併せて 宣誓する方のみ】 ・同意書	【様式第2号】(同意書) <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーシップの対象としたい方の同意書(自署) ※病気、障がい等により自署が困難な場合は代筆可 ※15歳未満の子の場合、同意書は不要 ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓 (※受領証等から氏名の削除を希望する場合、ご本人からの申立てにより削除可能 (15歳未満の子は、満15歳の到達時点で申立て可能)) ・子については生計同一であることが分かる書類 	<input type="checkbox"/>
【通称名を使用する方のみ】 ・日常生活で使用している ことがわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類必要 ※勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等 	<input type="checkbox"/>

2 宣誓日(予約後に来所する日)

必要な書類等	備 考		✓
宣誓書	【様式第3号】(宣誓書) ※市で準備します		<input type="checkbox"/>
本人確認書類 (原本を提示)	1種類(顔写真あり)	2種類以上(顔写真なし)	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート ・障害者手帳 ※身体、療育、精神 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・その他、官公署が発行したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の被保険者証 ※国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・年金証書 ・学校、法人が発行した写真つきのもの ・その他 	

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

IV その他の手続き

窓口交付の場合はお一人で手続きできます。なお、交付は後日になります。

1 再交付の申請（郵送または直接来所）

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第6号】 (再交付申請書)	・再交付後に受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください
き損、汚損等	※申請者の本人確認書類を提示してください	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください

2 届出事項の変更等（郵送または直接来所）

変更事項	様式	添付書類 (当初の宣誓届時の説明参照)	受領証等の添付
住所	【様式第7号】 (届出事項変更届) ※届出者の本人確認書類を提示してください	・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本	要
通称名		・使用を確認できる書類	要
ファミリーシップ 新たな加入		・対象者の戸籍抄本、同意書 ※子…生計同一の確認書類	要
ファミリーシップ 削除		—	要
ファミリーシップ 申立てによる 削除	【様式第8号】 (申立書)	・申立者の本人確認書類	要

3 返還（直接来所のみ）

返還事由	様式	備考
パートナーシップを解消したとき	【様式第9号】 (返還届) ※届出者の本人確認書類を提示してください	・お二人で来所ができない事情がある場合は、お一人での手続きも可能 ※一方の方へ届出を受理したことを通知
宣誓者の一方が死亡したとき		・子、親の氏名が記載の場合 ※死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子、親の希望により、ファミリーシップ継続【様式第7号】（届出事項変更届）を提出
宣誓者の双方が市外に転出したとき		・転勤、親族の介護等やむを得ない事情で、一時的に市外に異動される場合は除く

4 無効

- ・宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・受領証等の不正使用（受領証等の複製、改ざん等を含む）や濫用、公序良俗に反する使用が発覚したとき
※受領証、受領証カードを返還してください。
※無効とした受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。
※本人へその旨を通知し、受領証等の返還を求めます。

V 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】A4サイズ

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。
お二人に1枚交付します。

(表)

(裏)

第 号

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

氏名 氏名

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日: 年 月 日

家族の氏名

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
福島市長

この受領証の提示を受けられた方へ。

本市では、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー(家族)として、日常生活において、協力し、支え合うと宣誓されたことを、福島市として証するものです。この制度は、法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を、十分ご理解くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップ・ファミリーシップとは。

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で、相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係、又はお二人とその子や親(養親子を含む)を含んだ関係をいいます。

2 プライバシーの保護について。

他人の性自認(自己の性別についての認識)や性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないか)を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。

本制度利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合。

以下に、戸籍に記載されている氏名(外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名)を記載します。

宣誓者	宣誓者
通称名	通称名
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第5号】

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携帯用カードです。お二人にそれぞれ交付します。

(表)

(裏)

第 号

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証カード

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日
本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日 福島市長

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)
本人 パートナー

家族の氏名

この受領証カードの提示を受けられた方へ。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー(家族)として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、福島市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

VI 受けられるサービス

1 行政サービス

- ・パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの
- ・パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの
- ・福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度で利用できる行政サービスは、こちらからご確認ください・・・・・・・・



※制度導入前から対応しているサービスも併記しています。

※パートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣誓の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために宣誓書受領証等の提示をお願いすることがあります。

（手続きがスムーズになることがあります）

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。

今後の状況により、ご利用可能になるサービスを随時追加していきます。

2 民間サービス

- ・民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となります。
※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。
また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供します。

Ⅶ よくあるご質問

制度全般に関すること Q1～5

- Q1 福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのようなものですか。
- A1 パートナーシップ制度とは、現行の婚姻制度を利用できない（しない）二人が、お互いを人生のパートナーとして責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことを市に宣誓する制度です。
- これは、性的少数者の方とそのパートナーの方に対して受領証等を交付することにより、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするものです。
- なお、パートナーのお子さんや親との、家族としての関係性についても、ファミリーシップとして併せて宣誓できます（ご本人の同意が必要）。
- Q2 制度をなぜ導入するのですか。
- A2 福島市は、人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指しています。
- 現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止め、多様な生き方が尊重される取り組みが広がっていくことを期待するものです。
- この制度を導入することにより、性の多様性への理解促進を図ってまいります。
- Q3 パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。
- A3 婚姻は法律に基づき、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利や義務が発生します。
- 本制度は、互いが人生のパートナーであることを市に宣誓し、市が受領証を交付するものです。これは「福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱」にもとづくものであり、婚姻のような法的な効力はありません。
- Q4 宣誓することによるメリットはなんですか。
- A4 市からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間サービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お子さんや親との関係性を説明しやすくなることなどが挙げられます。
- Q5 交付された宣誓書受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。
- A5 使用できません。この制度は、二人が互いにパートナー関係であること、お子さんや親と家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。

対象者の範囲に関すること Q6～14

- Q6 対象は同性パートナーだけですか。
- A6 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。
- 例えば、一方または双方が性的少数者であるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。
- Q7 同居していないと制度を利用できませんか。
- A7 パートナーについては、少なくとも一方が市内に住民登録があれば、同居している必要はありません。

Q8 ファミリーシップの要件はなんですか。

A8 子については、パートナーの双方又は一方と生計同一である子が基本となります。
(同居し世話をしている子や、市外に進学し仕送りをしているお子さん等)
なお、親については、住所や生計同一を問いません。

Q9 子や親の承諾はどのようにとるのですか。

A9 ファミリーシップの宣誓をしようとする子や親については、家族で十分相談していただいたうえで、15歳以上の方については自署により同意書をいただくこととしています。
ファミリーシップを解消したい場合は、本人からの申し立てにより解消が可能です。
※15歳未満の方は、15歳に達した日以降に申し立てができます。

Q10 子や親も対象とするのはなぜですか。

A10 婚姻のできない二人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、お二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き等をパートナーが行うことなどが考えられます。
このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子や親についても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。

Q11 外国籍の方も利用できますか。

A11 外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳文を添付してご提出ください。
なお、この宣誓では、在留資格や在留期間は変わりません。

Q12 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A12 日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q13 パートナーと養子縁組をしても宣誓できますか。

A13 二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓することができます。性的少数者の方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がおり、その状況を考慮したものです。

Q14 婚姻することができない関係とはどのような場合ですか。

A14 民法で定める次の場合です。

- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間
※養子と養方の傍系血族との場合、宣誓できます。
- ・直系姻族の間
- ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間
※養子と養親の関係であって、当該関係が終了した場合、宣誓できます。

手続きに関すること Q15～38

Q15 なりすましや偽造などの悪用をされませんか。

A15 住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓するお二人にお越しいただき、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、不正に利用されたことが判明した場合（偽造等も含む）には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公開します。

Q16 プライバシーは守られますか。

A16 宣誓の事実やご提出いただいた書類は、個人情報保護法に基づき厳正に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

宣誓等にあたっては、個人が特定できる形での広報に使用いたしません。外部から取材を受ける場合には、ご本人の許可なく宣誓等の場面が撮影されないよう配慮をいたします。

Q17 宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。

A17 ご自身で記入が難しい場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。その場合、代筆者の方には宣誓書の代筆者欄に署名をお願いします。

Q18 通称名は使用できますか。

A18 性別に違和感があるなどの理由により日常生活において通称名を使用している場合は、その通称名を本制度においても使用することができます。

通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証学生証、通称名で届いた郵便物等）が必要です。ご用意ください。なお、受領証等には表面に通称名、裏面に本人確認等のため戸籍上の氏名を記載します。

Q19 パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。

A19 返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。

Q20 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

A20 市外へ転出し、二人とも福島市に住民登録を有しなくなった場合は、返還届をご提出のうえ、受領証や受領証カードをお返しください。

転勤、親族の病気や介護等やむを得ない事情により、一時的に市外で生活される場合には返還届は不要です。

Q21 転出先では受領証等を引き続き使用することはできないのですか。

A21 この制度は自治体ごとに定めているため、転出先で引き続き使用することはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めて手続きが必要です。自治体間での連携やサービスの提供等については、今後の他自治体の導入状況等を確認しながら検討してまいります。

Q22 郵送での手続きはできますか。

A22 事前の宣誓書類のご提出は直接窓口にお持ちいただくか、郵送でも可能です。

なお、受領証等の受け取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認を行う必要があるため、お二人でご来庁ください。病気や障がい等により困難な場合はご相談ください。

Q23 代理人による手続きはできますか。

A23 原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気や障がい等により困難な場合はご相談ください。

Q24 ファミリーシップ対象の子どもや親も、手続きに同席する必要がありますか。

A24 子どもや親の同席は必須ではありません。

なお、ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談のうえ、15歳以上の方からは同意書をいただいでください。

Q25 宣誓に費用はかかりますか。

A25 費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料や宣誓場所までの交通費などは自己負担となります。

Q26 宣誓日の予約はいつでもよいですか。

A26 原則として、宣誓の受付や受領証等の交付は、土日・祝日や年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分になります。

Q27 宣誓書類はどこで手に入れることができますか。

A27 市ホームページからダウンロードできます。なお、福島市総務部男女共同参画課（五老内町3番1号）でお渡しすることもできます。

Q28 受領証や受領証カードを紛失したらどうすればよいですか。

A28 受領証や受領証カードを紛失、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第6号「再交付申請書」を提出してください。なお、後日交付となります。

Q29 受領証等の再交付、変更、返還の手続きの際も二人で手続きに行く必要がありますか。

A29 受領証等の再交付、記載事項の変更、返還の手続きについては、どちらか一方の方で行うことができます。

ただし、パートナーシップ解消のため受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方が返還届を提出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q30 受領証や受領証カードを郵送で受け取ることはできますか。

A30 窓口にお越しいただき、直接お渡しすることが原則ですが、難しい場合は郵送もできますのでご相談ください。

Q31 受領証と受領証カードはすぐもらえますか。

A31 基本的に宣誓日に交付します。なお、必要書類の提出状況によっては、後日交付となる場合もあります。

Q32 両親や友人にもカミングアウトしていません、宣誓できますか。

A32 周囲の人にカミングアウトしていなくても宣誓できます。なお、秘密は厳守します。

Q33 市内で転居するときは何か手続きが必要ですか。

A33 住居の現況が変わるため、記載事項変更届(第7号様式)を提出してください。

Q34 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。

A34 婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件(3ページ)に合致しなくなります。
返還届(様式第9号)を提出し、受領証等を返還してください。

Q35 宣誓書を提出すると戸籍や住民票の記載は変わりますか。

A35 戸籍や住民票の記載は変わりません。

なお、届出された二人の住民票の世帯が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することもできます。希望される場合は市民課までご相談ください。

Q36 どんなサービスが受けられますか。

A36 宣誓書受領証は、二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、制度の認知や性の多様性への理解が進むことで、市のサービスや民間企業のサービス等で可能な手続きが増えていくものと考えています。なお、利用できる市のサービスについては、市ホームページ等に掲載しておりますのでご確認ください。

民間企業においては、家族と同等の取り扱いのサービスを提供している場合もありますので、サービス実施企業にお問い合わせください。

今後も、受領証・受領証カードを提示することで利用できるサービスを増やしていけるよう、周知啓発を進めてまいります。

Q37 受領証・受領証カードに有効期限はありますか。

A37 有効期限はありません。

Q38 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか。

A38 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、遺言書の作成、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q39 福島県で交付された受理証明書を提示した場合でも、市のサービスを受けられますか。

A39 福島県の受理証明書について、市の受領証・受領証カードと同様に取り扱うため、受理証明書を提示された場合でも、市のサービスを利用できます。

なお、利用できる市のサービスについては、市ホームページ等に掲載しておりますのでご確認ください。

また、サービス利用のための要件や手続きについては、担当課へお問い合わせください。

※その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【参 考】福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市男女共同参画推進条例（平成14年条例第28号）の基本理念に基づき、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二者の関係（異性間の事実婚カップルを含む。）をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方又は一方と生計を一にする子（養子を含む。）又はパートナーシップにある者の親（養親を含む。）、その他市長が認める者との家族としての関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、これを市長に提出することにより、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の双方又はいずれか一方が市内に住所を有する者であること。
- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする者以外とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が、近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合にあっては、その対象とする15歳以上である子及び親について、本人の同意があること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をしようとする日を市長に申し出た上で、市長が指定する日までに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号。以下「宣誓届」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前の3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前の3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップを宣誓しようとする者は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、子の年齢が宣誓をしようとする日において15歳未満である場合にあっては、第3号に掲げる書類を省略するものとする。

- (1) 戸籍その他の親子関係を証明する書類（宣誓日前の3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) ファミリーシップ対象者が子の場合、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (3) ファミリーシップ対象者となる子又は親が署名した同意書（様式第2号。以下「同意書」という。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、市長が第1項各号及び第2項各号に掲げる書類を審査し、第3条各号

に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をすることができる。

4 宣誓をしようとする者は、市長の指定する職員の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号。以下「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓書に自署できない事情があると市長が認めるときは、宣誓をしようとする者の指定する者が、宣誓をしようとする者の立会いのもと、代理で署名することができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を市長の指定する職員に提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(3) 旅券（パスポート）

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等その他本人確認ができるもの（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認められたもの

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者で、外国人又は性別不合（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）等の事情があると市長が認められたものは、この要綱に定める手続きにおいて、通称名（社会生活において日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条の方法により宣誓した者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号。以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されているときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）により、市長に対し、受領証等の再交付申請をすることができる。この場合において、毀損又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

2 宣誓者は、前項の規定による申請をしようとする者が本人であることを明らかにするために、本人確認書類の提示又はその写しを添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定による再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

4 紛失により前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（受領証等の記載事項変更）

第8条 宣誓者は、宣誓届に記載した事項に変更が生じたとき（第10条第1項各号に該当する場合を除く。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添付しなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。
- 3 ファミリーシップの対象者（15歳以上の者に限る。）が、当該ファミリーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第8号）により、当該対象者の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し立てることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申し立てがなされたときは、宣誓者に交付した受領証等を返却させ、当該申し立てをした対象者の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還等）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 第10条第1項又は第2項の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による受領証等の返還について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

3 第1項第2号に該当する場合においてファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、宣誓書に氏名の記載がある対象者の同意を得た上で、ファミリーシップを継続することができる。この場合において、宣誓者は、返還届に代えて、変更届を提出しなければならない。

4 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、当該宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

5 市長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

6 市長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（宣誓の無効）

第10条 宣誓が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、当該宣誓を無効とする。

- (1) 宣誓届等の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓日以後に、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚したとき。

2 前項の規定による場合のほか、市長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続きを怠り、かつ、それが長期にわたり継続された場合は、宣誓を無効とすることができる。

3 市長は、第1項の規定により無効とした受領証等の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（周知啓発）

第11条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

（福島県との連携）

第12条 市長は、福島県パートナーシップ制度に基づき交付された受理証明書を、市長が交付する受領証等と同様に取り扱うこととする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 利用の手引き
(第4版)
令和8年4月発行

福島市総務部男女共同参画課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL:024-525-3736
Email: danjo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

